

〈旭川市再生資源回収奨励金交付制度のあらまし〉

再生資源回収の手引き

「大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会」から、天然資源の消費を抑え、環境負荷の低減を図る「循環型社会」への転換が求められています。

資源物を再利用・再資源化することで、ごみを減らすことができます。

旭川市では、ごみの減量と資源化を促進するため、市民団体による再生資源回収活動が安定的に行われるよう、奨励金を交付しています。

この手引きは、市民の皆さんに再生資源回収奨励金交付制度について知っていただくために作成したものです。



目 次

- 1 再生資源回収とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 1
- 2 再生資源回収奨励金制度・・・・・・・・・・・・・・ P. 1
- 3 再生資源回収の進め方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 4
- 4 再生資源ポイント制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 7

令和7年（2025年）4月改訂

1 再生資源回収とは

再生資源回収は、町内会や子ども会、老人クラブなどの市民団体が、家庭から出る資源物を持ち寄り、回収業者に引き渡す自主的な資源リサイクル活動です。

売却益を団体の活動資金として役立てることができるだけでなく、ごみの減量や資源保護にもつながる重要な活動です。

再生資源回収のメリット



資源の有効利用	……	資源保護や環境保全、エネルギーの節約
ごみの減量	……	ごみ処理費用の節減、埋立処分場の延命
コミュニティづくり	……	会員相互の親睦、収益金を活用した活動

2 再生資源回収奨励金交付制度

市民団体が回収業者に引き渡した資源物の種類や重量に応じて、旭川市が奨励金を交付する制度です。

対象となる団体

町内会、子ども会、老人クラブ、PTAなど、営利を目的としない団体が対象です。
奨励金の交付を受けるには、**事前に団体登録**が必要です。（詳細は4ページ）



※営利を目的とする団体や企業・事業所は対象となりません。

奨励金の交付額

1年間に回収業者に引き渡した資源物の重量に応じた金額を交付します。

奨励金の単価（1kgあたり）

種類	紙類	空き缶	びん	布類
単価	3.5円	3円	5円	5円

※奨励金の合計額の100円未満の金額は切捨て

びんは、次の基準により本数を重量に換算します。

	一升びん	ビールびん	雑びんA	雑びんB	雑びんC
1本の重量	1.0kg	0.6kg	0.6kg	0.4kg	0.3kg

対象となる資源物

家庭から出る「紙類」「空き缶」「びん」「布類」が対象です。

回収業者によって回収可能な品目は異なるので御注意ください。

※家庭から出たものが対象で、事業活動から出たものや事業者が回収したものは対象となりません。

紙類（新聞・雑誌・段ボール・紙パック）

種 類	出 し 方	主なもの
新 聞	ひもで十文字にしぼる。	新聞、チラシ類 ホッチキスで製本されている物 テスト用紙、コピー用紙
雑 誌	ひもで十文字にしぼる。	雑誌（背表紙がのり付けされた物） カタログ、パンフレット 学校図書（教科書、参考書） ノート（練習帳、ドリル） 書籍（小説、単行本、専門書）
段ボール	たたんで、ひもで十文字にしぼる。	断面が波形の物 
紙パック	中を洗い、開いて、乾かし、束ねてひもでしぼる。	内側が茶色・銀色のものを除く。 

古紙にまぜないで！

- 特殊な紙
 - ・感熱紙、カーボン紙
 - ・フィルム加工、防水加工の紙
 - ・写真やシールが貼ってある紙
 - ・のりのついた紙
 - ・シュレッダーにかけた紙
 - ・油紙
 - ・窓つき封筒
- 紙以外
 - ・ガムテープ、セロハンテープ
 - ・クリップ
 - ・写真

空き缶（アルミ缶・スチール缶）

見 分 け 方	出 し 方	対 象 外
缶に印字されたマーク  	・きれいにすすぐ。 ・アルミ缶とスチール缶はそれぞれ別の袋に入れる。 ・タバコの吸い殻などを入れない。	塗料缶・スプレー缶など飲料・食品以外が入っていたもの

びん（リターナブルびん）

洗って繰り返し使える「リターナブルびん」に限ります。

1回使い切りの「ワンウェイびん」（栄養ドリンク、油、牛乳、化粧品、薬、コーヒーなどのびん）は対象となりません。

詳細は、旭川市ホームページの「回収して再利用できるボトル一覧表」を御覧ください（右の二次元コードから確認できます。）。



対象（リターナブルびん）	出 し 方	対 象 外
酒、ビール、焼酎、ウイスキー、ジュース等の繰り返し使えるびん ※詳しくは回収業者に確認してください。	• キャップをはずす。 • きれいにすすぐ。 • 種類ごと、容量ごとに集める。	• びんの口が欠けているもの • 傷がついているもの • 汚れているもの

布類（メリヤス・綿・タオル・ネル）

対 象 品 目	出 し 方	対 象 外
メリヤス地	• 洗濯してから出す。 • 色つき、破損、黄ばみ、シミなどがあってもよい。 • 広げた大きさが50cm程度まで（乳幼児の肌着程度が最小限の大きさ） • ポリ袋に入れて回収業者に引き渡す。	• 汚れのひどいもの • ぬれている（湿気を含む）もの • 異臭のするもの
綿 地		
タオル地		
ネル地		

3 再生資源回収の進め方

【上手に運営するポイント】

- ・各家庭で、資源物を捨てずに保管することを習慣にしてもらいましょう。
- ・定期的に回収し、できるだけ多くの人に参加・協力してもらいましょう。

【再生資源回収実施団体の登録】

奨励金を受けるには、「再生資源回収実施団体登録申請書」を市に提出して、団体名、代表者、担当者を登録する必要があります。

右の二次元コードを読み込み、市のホームページから直接、登録申請することもできます。



申請用紙を希望する場合は、担当までお電話ください。

（担当 廃棄物政策課 電話 25-6324）

ステップ1 団体内での話し合い

【目的を決める】

回収活動の意義や収益金の活用の方法を決めましょう。

【役割分担を決める】

回収を行うための連絡係や計画・調整係などの役割分担を決めましょう。

【回収品目を決める】

最初は新聞などの集めやすいものから始め、徐々に種類を増やしていくといいでしょう。

【回収方法を決める】

回収場所の数は少ない方が効率的ですが、対象範囲が広い場合は、数か所に分けたり、回収業者と連携して地域内を巡回したりすると、多くの人に参加しやすくなります。

1か所にまとめて集める場合は、参加者に分かりやすく交通の妨げにならない場所を選びましょう。

【回収業者を決める】

回収業者ごとに回収品目や買取価格は異なるので、事前に確認しましょう。

【確認事項】

回収品目、回収方法（巡回回収・場所指定回収・持込回収）、雨天時の対応、必要な作業人員、買取価格など

※買取価格は、資源物の市況によって変動するため、一定ではありません。



回収業者名簿



びんの回収業者名簿

上の二次元コードから回収業者を確認できます。（この名簿に載っていない業者に引き渡すことも可能です。）

ステップ2 回収日までの準備

【回収業者との打合せ】

回収の計画が決まったら、早めに回収業者に連絡し、回収品目、実施日時、回収方法、雨天の場合のやり方などを打ち合わせましょう。

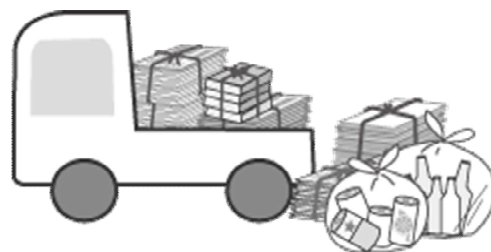
【周知】

実施内容が決まったら、各世帯に知らせましょう。掲示板や回覧板など、団体の実情に合った確実な方法で行いましょう。

ステップ3 回収当日

【家庭からの持ち出し】

決められた時間までに、決められた場所に品目ごとに出しましょう。回収する品目以外のものを出さないように周知することが必要です。



【回収の立ち会い】

回収量の確認には、責任者や担当者の方が立ち会いましょう。

回収を行う際は、市から提供される「再生資源回収買い上げ証明書」（4枚複写）を回収業者に渡し、回収量等を記入してもらってください。

この証明書以外（買い上げ伝票など）は、奨励金の申請に使えません。

※証明書の「市提出用」は、奨励金交付申請に必要ですので、実施団体が大切に保管してください。

ステップ4 奨励金の申請

【奨励金の交付申請】

奨励金の交付申請受付は、当年12月から翌年1月にかけて行います。

受付期間が近づいたら、市から登録団体宛てに申請手続き案内書類を送付します。

交付申請に必要な書類

- ① 再生資源回収奨励金交付申請書
- ② 再生資源回収買い上げ証明書

※当年1月から12月までに回収業者に引き渡した分が対象です。

書類の提出方法・期限

郵送又は持参により、指定の場所・期日までに提出してください。

代表者などに変更が生じたら

代表者、連絡先、団体名などが変わったときは、「再生資源回収実施団体登録事項変更届」を提出してください。

右の二次元コードを読み込み、市のホームページから直接、変更登録することもできます。用紙を希望する場合は担当までお電話ください。



（担当 廃棄物政策課 電話25-6324）

※町内会は、町内会長が実施団体の代表者として登録されていて、かつ、旭川市（市民活動課）に町内会長名簿を提出している場合は、変更手続きを省略できます。

【奨励金の交付】

提出された申請書類を市が審査・確認した上で奨励金の交付を決定します。

請求手続きを経て各団体の指定口座に奨励金を振り込みます。

口座がない場合は市役所窓口で受け取ることもできます（窓口払い）。

なお、虚偽の申請その他不正な手段により奨励金の交付を受けたことが判明したときは、交付した奨励金を返還いただきます。

支払時期の目安は2月上旬～3月下旬です。

4 再生資源ポイント制度

実施団体の会員が、旭川市クリーンセンター（東旭川町下兵村3番地の5）又は近文リサイクルプラザ（近文町14丁目）に「新聞・雑誌」を持ち込み、再生資源ポイント制度に申し込むと、ポイント（1ポイント1円）を奨励金の計算に加算できます。



【ポイントの計算方法】

新聞、雑誌の重量1kg当たり3.5ポイント（1kg未満は切捨て）

【受入日時】

月曜日から金曜日（祝日除く）の午前9時から午後5時まで

※ポイントの加算を受けるには、事前に再生資源回収奨励金実施団体として登録していることが必要です。

※ポイントは、前年11月から当年10月までに申込みを行ったものが対象です。
申込があった団体に、毎年12月頃に「再生資源ポイント決定通知書」を送付しますので、ポイントを加算して奨励金の交付を申請してください。



問合せ・書類送付先

旭川市環境部 廃棄物政策課

〒070-8525 旭川市7条通9丁目

電話 25-6324（直通）